



# 平成28年熊本地震 被災者の皆様への生活支援

〈平成30年5月1日〉

平成28年熊本地震で被災された皆様には、心よりお見舞い申し上げます。

熊本行政評価事務所、九州管区行政評価局では、今回の震災に関して、いろいろなお問合せや相談を受け付けております。

また、支援措置を講じている関係機関等と協力して被災者の皆様への生活支援に関する情報を提供しておりますので、お困りになっていることがありましたら、どうぞお気軽に御利用ください。

## ●電話による相談受付：平日の8：30～17：15

**ナビダイヤル 0570-090-110**

平日8：30～17：15（夜間、土日祝日は留守番電話で対応）

※ お近くの管区行政評価局、行政評価事務所、行政監視行政相談センターにつながります。また、一部のIP電話では利用できない場合があります。その場合は、熊本行政評価事務所「096-326-1100」におかけください。

## ●来所による相談受付：平日の8：30～17：15

住所：熊本市西区春日2-10-1 熊本地方合同庁舎B棟4階  
熊本行政評価事務所（行政相談課）

## ●インターネットによる相談受付：毎日

URL：<https://www.soumu.go.jp/hyouka/gyousei-form.html>

### 総務省 熊本行政評価事務所

熊本市西区春日2-10-1 熊本地方合同庁舎本館B棟4階

電話：096-326-1100

ナビダイヤル：0570-090110（通常の行政相談専用電話）

FAX：096-324-1663（通常の行政相談専用FAX）

## 目 次

No.	支援策、手続きの名称等	頁
1	り災証明書の発行	1
2	被災者の生活再建支援	1
3	災害弔慰金等の支給	1
4	災害義援金の支給	1
5	生活福祉資金(住宅補修費・災害援護費)の貸付	1
6	住宅ローンの返済	1
7	自宅再建に係る住宅ローンの利子の助成	2
8	日本財団わがまち基金の被災住宅再建資金助成事業	2
9	転居費用の助成	2
10	民間賃貸住宅への入居に係る初期費用の助成	2
11	被災住宅の補修や再建に関する相談	3
12	住宅の建設、補修等の融資	3
13	法律相談等の窓口	3
14	地震保険について	3
15	生命保険の契約内容について	3
16	年金手帳などを紛失した場合、国民年金等の保険料が払えない場合	4
17	倒壊等した建物の職権による滅失登記	4
18	国税の特別措置	4
19	県税の特別措置	5
20	市町村税の特別措置	5
21	農林漁業関係災害復興の融資、農業者を対象とした相談窓口	5
22	中小企業者を対象とした相談窓口	6
23	こころの悩みや健康に関する相談	6
24	災害時の発達障がい児・者支援	6

(注)1 当チラシの情報は、平成30年4月25日時点の情報で作成しております。各機関等における支援策等については、随時、追加、変更してまいります。最新の情報は、熊本行政評価事務所ホームページ(下記URL参照)の「【特設情報】〈平成28年熊本地震に関する生活支援の情報〉・NEW!平成28年熊本地震 被災者の皆様への生活支援」に掲載しております。

URL : <http://www.soumu.go.jp/kanku/kyusyu/kumamoto.html>

2 災害救助法の適用が条件となっている支援措置がありますが、今回の平成28年熊本地震においては、熊本県内の全ての市町村が適用を受けています。

## 1 リ災証明書の発行

- ◆ 「リ災証明書」は、住宅などの建物が地震の被害にあったことを証明するものです。生活再建支援金の申請、税金の減免、各種の融資の申請などに必要となる場合があります。
- ◆ 大半の市町村で新規の申請や再調査の申請を締め切り、再発行のみを受け付けています。詳しくは各市町村の窓口にお問い合わせください。

## 2 被災者の生活再建支援

- ◆ 住宅が全壊・大規模半壊した場合、半壊の被害や敷地被害を受けてやむをえない事由で住宅を解体した場合において、生活再建のための支援金が支給されます。
- ◆ 住宅の被害の程度に応じて支給される基礎支援金は、平成30年5月13日が申請期限でしたが、熊本市、益城町など被害の大きい30市町村については平成31年5月13日に延長されています。住宅の再建方法に応じて支給させる加算支援金は平成31年5月13日が申請期限となっています。

## 3 災害弔慰金等の支給

- ◆ 災害救助法適用市町村において、災害弔慰金（お亡くなりになられた方が対象）、災害障害見舞金が支給されます。また、重傷を負った方などに市町村が独自に見舞金を支給する場合があります。  
詳しくは、市町村の窓口にお問い合わせください。

## 4 災害義援金の支給

熊本地震により亡くなった方、治療に1か月以上を要する重傷を負われた方、住家が全壊、大規模半壊、半壊と判定された方、住家が一部損壊の判定を受け被災住宅の修理費用に100万円以上支出した方に災害義援金が支給されます。なお、一部損壊世帯の申請期限は平成30年3月30日から平成31年3月29日に延長されています。

対象や金額については、市町村の配分委員会において決定しますので、詳しくはお住まいの市町村にお問い合わせください。

## 5 生活福祉資金(住宅補修費・災害援護費)の貸付

- ◆ 低所得世帯、障害者世帯、介護等を要する高齢者世帯に対して、住宅の補修等のための資金(250万円以内)や災害により臨時に必要な経費(150万円以内)の貸付が行われます。
- ◆ 償還期限は、据置期間(2年以内)終了後、20年以内とされています。また、連帯保証人がいる場合は無利子です。
- ◆ 詳しくは、お住まいの市町村社会福祉協議会にお問い合わせください。

## 6 住宅ローンの返済

- ◆ 熊本地震により自ら居住していた住宅に被害を受け、熊本地震以前に契約した被災住宅のローン残高が500万円以上ある方が、新たに300万円以上の住宅ローンを組んで住宅の再建をする場合、利子相当額(50万円を上限)が補助されます(所得制限があります)。

詳しくは、熊本県住宅課(096-333-2546)にお尋ねください。

- ◆ 住宅ローンの返済について、借入先の同意のもと、返済の免除や減額を申し出る仕組み（自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン）があります。  
詳しくは借入先の金融機関にお問い合わせください。  
借入先が銀行の場合、全国銀行協会相談室にお問い合わせいただくこともできます（ナビダイヤル 0570-017-109 または 03-5252-3772、受付時間 9時～17時）。

## 7 自宅再建に係る住宅ローンの利子の助成

- ◆ 応急仮設住宅（みなし仮設を含む）の入居者で住宅の供与期間中に退去した方、住宅が全壊・大規模半壊の被害を受けた方、半壊の被害を受け住宅を解体した方などが、熊本県内で住宅を新築・購入・補修する場合、金融機関等からの借入額（借入額のうち、850万円までが対象）の利子の支払額の全部または一部が助成されます（所得制限があります。）。  
また、上記に該当する方が、リバースモーゲージ型の融資を受けた場合も、金融機関等からの借入額（借入額のうち、850万円までが対象）の利子の支払額の全部または一部が助成されます。この場合、所得制限はありません。  
再建先の住宅に入居後、6か月以内の申請が必要です。詳しくはお住まいの市町村にお問い合わせください。

## 8 日本財団わがまち基金の被災住宅再建資金助成事業

- ◆ 住宅が半壊以上の被害を受けた方が、県内金融機関等から融資を受け、地元工務店等により住宅を建設・購入した場合、100万円を限度に融資額の利子相当額が助成されます。  
（一財）熊本建築住宅センターへの申請（持参又は郵送）が必要です。申請多数の場合は抽選となります。詳しくは、（一財）熊本建築住宅センター（電話：096-385-0771）にお問い合わせください。

## 9 転居費用の助成

- ◆ 応急仮設住宅（みなし仮設を含む）の入居者で住宅の供与期間中に退去した方、住宅が全壊・大規模半壊の被害を受けた方、半壊の被害を受け住宅を解体した方などが、応急仮設住宅（みなし仮設を含む）やり災住所から熊本県内の住まいの再建先（新築・購入・補修した住宅、賃貸住宅・公営住宅等）に転居した場合、一世帯あたり10万円が助成されます。  
入居の日から6か月以内に申請が必要です。また、助成は1世帯につき1回に限られます。詳しくはお住まいの市町村にお問い合わせください。

## 10 民間賃貸住宅への入居に係る初期費用の助成

- ◆ 応急仮設住宅（みなし仮設を含む）の入居者で住宅の供与期間中に退去した方、住宅が全壊・大規模半壊の被害を受けた方、半壊の被害を受け住宅を解体した方などが、熊本県内の民間賃貸住宅に入居した場合、一世帯あたり20万円が助成されます。  
入居の日から6か月以内に申請が必要です。また、助成は1世帯につき1回に限られます。詳しくはお住まいの市町村にお問い合わせください。

## 11 被災住宅の補修や再建に関する相談

- ◆ 被災住宅の補修や再建に関して、住宅リフォーム・紛争処理支援センターが「住まいるダイヤル」を開設しています。0570-016-100（平日10時～17時）にお問い合わせください。
- ◆ 熊本県建築住宅センターでは、被災住宅の補修や建て替えについて、建築士等が対面で相談に応じる「無料住宅相談」を開設しています。事前の予約が必要です（電話：096-385-0771）。

## 12 住宅の建設、補修等の融資

- ◆ 自然災害により自宅に被害を受けられた方に対して、金利等を優遇した建設資金、購入資金または補修資金を融資しています。  
詳しくは、住宅金融支援機構にお問い合わせください。  
・住宅金融支援機構 お客様コールセンター：0120-086-353（通話料無料）
- ◆ 各金融機関においても、被災者向けの特別融資を行っております。  
詳細は、各金融機関にお問合せください。

## 13 法律相談等の窓口

- ◆ 熊本県弁護士会では、電話による相談・情報提供を実施しています。  
相談窓口：0120-587-858（平日13：00～16：00）  
また、熊本市、阿蘇市、益城町など県内8か所に法律相談センターを設けて、被災者の方の相談に無料で応じています。事前予約が必要です（096-325-0009）。
- ◆ 熊本県司法書士会では、風の里司法書士相談センター（西原村）などにおいて、面談・電話による熊本地震無料相談を実施しています。  
風の里司法書士相談センター：096-279-3725（日曜祝日を除く）13：00～16：30  
熊本県司法書士会館：096-364-0800（毎週月・木曜（祝日を除く））18：00～20：00  
また、熊本県消費生活センター、熊本市の各区役所、益城町役場、御船町役場において、定期的に熊本地震無料相談会を開催しています。詳しくは熊本県司法書士会（096-364-2889）にお問い合わせください。

## 14 地震保険について

- ◆ 地震保険の適用などについては次の窓口にお問い合わせください。  
・ご契約の損害保険会社  
・そんぽADRセンター（受付時間 9：15～17：00 ナビダイヤル 0570-022-808）  
（IP電話からは092-235-1761）  
証券の紛失等により、保険契約に関する手掛かりを失った方は次の窓口で照会できます。  
・自然災害損保契約照会センター（受付時間 9：15～17：00）  
フリーダイヤル 0120-501-331

## 15 生命保険の契約内容について

- ◆ 家屋等の流失・焼失等により生命保険契約に関する手掛かりを失い、保険金の請求を行うことが困難な方は、次の窓口にお問い合わせください。  
・生命保険協会災害地域生保契約照会センター フリーダイヤル 0120-001-731  
・かんぽコールセンター フリーダイヤル 0120-552-950

## 16 年金手帳などを紛失した場合、国民年金等の保険料が払えない場合

- ◆ 年金手帳、年金証書を紛失した場合は、再発行ができます。詳しくは、各年金事務所にお問い合わせください。
- ◆ 国民年金被保険者について、一定の要件に該当する場合には、申請に基づいて災害時の保険料が免除されます。
- ◆ 詳しくは、ねんきんダイヤル（0570-05-1165：ナビダイヤル）（03-6700-1165：一般電話）にお問い合わせください。
- ◆ 市町村の国民年金担当窓口または最寄りの年金事務所（国民年金課等）[平日8時30分から17時15分]にお問い合わせすることもできます。

名称	電話番号	管轄区域
熊本西年金事務所	096-353-0142	熊本市 山鹿市 菊池市 合志市 菊池郡
熊本東年金事務所	096-367-2503	宇土市 宇城市 阿蘇市 下益城郡 阿蘇郡 上益城郡
玉名年金事務所	0968-74-1612	玉名市 荒尾市 玉名郡
本渡年金事務所	0969-24-2154	天草市 上天草市 天草郡
八代年金事務所	0965-35-6123	八代市 人吉市 水俣市 八代郡 葦北郡 球磨郡

## 17 倒壊等した建物の職権による滅失登記

- ◆ 熊本地震により倒壊等(解体を含む)した建物について、所有者の申請によらず、登記官の職権で滅失登記が行われます。ただし、建物の損壊が一部分の場合などは、職権による滅失登記の対象とはなりません。  
職権滅失登記の完了後、所有権の登記名義人に通知が行われます。  
詳細は、熊本地方法務局復興事業対策室(096-364-2221)にお問い合わせください。

名称	実施地域
熊本地方法務局	熊本市、嘉島町、御船町、益城町、甲佐町、山都町
宇土支局	宇土市、宇城市、美里町
玉名支局	玉東町
阿蘇大津支局	菊池市、合志市、阿蘇市、大津町、菊陽町、南阿蘇村、西原村
八代支局	八代市、氷川町

## 18 国税の特別措置

- ◆ 国税の特例措置として、「所得税の軽減」、「相続税・贈与税の免除又は軽減、土地等の評価の特例」、「被災自動車にかかる自動車重量税の還付」、「不動産の譲渡に関する契約書等に係る印紙税の非課税」などの措置が設けられています。
- ◆ 災害によって、住宅や家財などに損害を受けたときは、確定申告で「所得税法」に定める雑損控除の方法、「災害減免法」に定める税金の軽減免除による方法のどちらか有利な方法を選ぶことによって、所得税の全部又は一部軽減が図られます。  
また、相続税・贈与税について、災害減免法に基づく減免措置や土地等の評価の特例が適用される場合があります。  
なお、これらの措置を受ける場合は、確定申告が必要です（既に申告を済ませている方は「更正の請求」をすることができます。）。

- ◆ 詳しくは、最寄りの税務署にお問い合わせください。

税務署名	電話番号	管轄区域
阿蘇税務署	0967-22-0551	阿蘇市 阿蘇郡
天草税務署	0969-22-2510	上天草市 天草市 天草郡
宇土税務署	0964-22-0410	宇土市 宇城市 下益城郡
菊池税務署	0968-25-2121	菊池市 合志市 菊池郡
熊本西税務署	096-355-1181	熊本市(中央区、西区、南区、北区)
熊本東税務署	096-369-5566	熊本市(東区) 上益城郡
玉名税務署	0968-72-2125	荒尾市 玉名市 玉名郡
人吉税務署	0966-23-2311	人吉市 球磨郡
八代税務署	0965-32-3141	八代市 水俣市 八代郡 葦北郡
山鹿税務署	0968-44-2181	山鹿市

## 19 県税の特別措置

- ◆ 災害によって不動産に大きな損害を受け、被害を受けた日から3年以内に代替りの不動産を取得した場合、不動産所得税が減額される場合があります。賦課処分を知った日から2か月以内に申請する必要があります。
- ◆ 詳しくは、最寄りの県税事務所にお問い合わせください。

名称	電話番号	管轄区域
県央広域本部	096-352-4111	熊本市、宇土市、宇城市、下益城郡、上益城郡
県北広域本部	0968-25-4124	荒尾市、玉名市、山鹿市、菊池市、合志市、阿蘇市、玉名郡、菊池郡、阿蘇郡
県南広域本部	0965-33-3180	八代市、人吉市、水俣市、八代郡、葦北郡、球磨郡
天草広域本部	0969-22-4239	天草市、上天草市、天草郡

## 20 市町村税の特別措置

- ◆ 災害によって大きな損害を受けた場合、市町村税の減免、猶予の対象となる場合があります。
- ◆ 住宅用地に対する課税標準の特例を受けていた土地を熊本地震の影響でやむを得ない事情により住宅用地として使用できず更地にした場合、その土地の平成29、30年度分の固定資産税は、更地にする前と同様に住宅用地とみなして課税されます（住宅用地以外の用途で使用されている場合は対象外となります。）。
- ◆ 熊本地震により滅失・損壊した家屋の所有者が、平成33年3月31日までに代替家屋を取得又は損壊家屋を改築した場合、4か年度分の固定資産税が減額されます。

## 21 農林漁業関係災害復興の融資、農業者を対象とした相談窓口

- ◆ 被災された農林漁業者を対象に農林漁業セーフティネット資金等の利用や融資についての相談窓口を設置しています。

日本政策金融公庫 熊本支店	096-353-3104
日本政策金融公庫 本店 農林水産事業本部	0120-926478
農林中央金庫 熊本支店	096-353-1191

## 22 中小企業者を対象とした相談窓口

- ◆ 被害を受けられた中小企業者の方々を対象に、熊本地震特別貸付、災害復旧貸付、金融円滑化特別資金、小規模事業者おうえん資金などの融資、中小企業組合や商店街等の施設の復旧に対するグループ補助金などの支援措置が実施されています。
- ◆ 詳しくは、次の相談窓口にお問い合わせください。

【日本政策金融公庫】（融資）

熊本支店中小企業事業	096-352-9155	熊本支店国民生活事業	096-353-6121
八代支店国民生活事業	0965-32-5195		

【商工組合中央金庫】（融資）熊本支店 096-352-6184

【熊本県信用保証協会】（保証） 096-375-2000

【熊本県グループ補助金受付センター】（グループ補助金の申請）096-237-6611

【商工会議所】（相談）

熊本	096-354-6688	八代	0965-32-6191	荒尾	0968-62-1211
人吉	0966-22-3101	水俣	0966-63-2128	本渡	0969-23-2001
玉名	0968-72-3106	山鹿	0968-43-4111	牛深	0969-73-3141

【熊本県商工会連合会】（相談） 096-325-5161

【熊本県中小企業団体中央会】（相談） 096-325-3255

【中小企業基盤整備機構】（相談）中小企業復興支援センター熊本 096-364-5252

【九州経済産業局 産業部 中小企業課】（相談） 092-482-5447

【中小企業庁】（相談）熊本県よろず支援拠点 096-286-3355

【下請かけこみ寺】（下請取引に関する相談） 0120-418-618

## 23 こころの悩みや健康に関する相談

- ◆ 災害あわれた方のこころの悩みに関する相談を電話でお受けしています。
  - ・熊本こころのケアセンター(熊本県精神保健福祉センター2F 熊本市東区月出3-1-120)  
電話：096-385-3222 平日9時～16時
  - ・熊本市こころの健康センター(ウエルパルクまもと3F 熊本市中央区大江5-1-1)  
電話：096-362-8100 平日9時～16時
  - ・熊本こころの電話相談 電話：096-285-6688 毎日11時～18時30分

## 24 災害時の発達障がい児・者支援

- ◆ 被災された発達障がい児・者及びご家族の方を対象に、ご自宅や避難所での困りごとについて相談、支援を行っています。

詳細は、以下の相談窓口へご相談ください。

センター名	電話番号	管轄区域
北部発達障がい者支援センター	096-293-8189	主に荒尾・玉名、菊池、阿蘇、上益城
南部発達障がい者支援センター	0965-62-8839	主に、宇城、八代、芦北・水俣、人吉・球磨、天草地域
熊本市発達障がい者支援センター	096-366-1919	熊本市にお住まいの方